

諫早市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、諫早市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。

(2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。

(3) 消防団協力事業所表示証 前号の事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。

(4) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、諫早市消防団協力事業所表示申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について、あらかじめ当該事業所等の意思を確認し、諫早市消防団協力事業所表示推薦書（様式第2号）により、市長に推薦することができる。

(認定)

第4条 市長は、前条に規定する申請又は推薦について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事

業所の認定を行うものとする。ただし、事業所等が消防関係法令に違反している場合は、この限りではない。

- (1) 従業員が消防団員として、2名以上入団している事業所等
 - (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
 - (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供し、又は消防団に訓練場所を提供するなど消防団活動に協力をしている事業所等
 - (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に認定すべきものと認める事業所等
- (認定の有効期間)

第5条 前条の認定の有効期間は、原則として、認定の日から2年間又は第8条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けたものである場合は、総務省消防庁消防団協力事業所の認定の有効期間とする。

2 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示証表示の継続の意思を確認した上で、認定の有効期間を更新できるものとする。

(表示証の交付)

第6条 市長は、第4条による協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に対し表示証（様式第3号）を交付するものとする。

2 市長は、協力事業所として認定した事業所等が他の市町にある場合は、当該市町長と協議の上、当該市町長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

2 前項の場合において、協力事業所は、様式第3号に定める寸法を同率に拡大又は縮小することができる。

3 第5条第1項の有効期間が満了した事業所等(同条第2項の規定による更新を受けたものを除く。)は、表示証を表示することができない。

(認定の取消し)

第8条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により協力事業所の認定を受けたことが明らかになったとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定の取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第9条 市長は、諫早市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第4号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、総務部総務課において所掌する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。